

実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

～労基法違反を犯さないために、元監督官の講師が分かりやすく解説します～

主催 一般社団法人 新宿労働基準協会（幹事）

一般社団法人 大田労働基準協会

労働基準監督署による臨検監督においては、労働時間、割増賃金等の基本的事項について、過半数の事業場で法違反が指摘されています。労基法違反に対しては、是正勧告ばかりでなく、刑事罰が科されることがあります。

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。新任担当者を含め、多数ご参加ください。

1 日 時 2026年6月17日（水）10：00～16：30（開場・受付は9：30～）

2 場 所 「BIZ新宿 研修室A」 新宿区西新宿6-8-2（裏面地図参照）

3 内 容

- ・労働者と請負の違いとは？
- ・フリーランスの取扱い
- ・管理監督者とは？
- ・賃金支払いの5原則
- ・労働契約と解雇
- ・退職の手続き
- ・労働時間の適正な把握と36協定による上限規制
- ・割増賃金
- ・変形制
- ・裁量労働制の運用
- ・年次有給休暇制度と時季指定義務
- ・就業規則の整備と運用
- ・労働条件の明示義務と明示事項の改正
- ・労基法違反と会社の刑事責任
- ・今後の労基法改正

4 講 師 北岡社会保険労務士事務所代表（元労働基準監督官）

特定社会保険労務士 北岡 大介 氏

主な著書 「働き方改革」まるわかり（日本経済新聞出版社）

「同一労働同一賃金」はやわかり（日本経済新聞出版社）

5 受講料（テキスト代、消費税含む）当協会の会員は8,800円 非会員は11,000円

※1週間までに下記口座にお振込みください。

- ・銀行名 三井住友銀行 蒲田支店
- ・普通預金 口座番号 3687394
- ・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会

※振込人名の前に、講習会の開催日をご記入ください。（例 0617〇〇カイシャ）

1週間までの取消しは受講料を全額返還します。

振込手数料はご負担ください。以降の取消しは返還できません。

6 受講申込み（定員60名）

裏面申込書にご記入の上、（一社）大田労働基準協会あてFax（03-3738-0128）、又はWebによりお申込みください。

7 お問合せ先 （一社）大田労働基準協会 03-3738-0118

講習会当日は、この申込書（コピー可）をご持参ください。

申込受付欄	受付日		受講番号	
-------	-----	--	------	--

実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

講習会 Fax 申込書 兼 受講票

(実施日： 2026年6月17日(水))

10:00~16:30 開場・受付 9:30~

Fax. 送付先 (一社) 大田労働基準協会事務局 あて

Fax. 03-3738-0128

いずれか、○をお付けください	• 新宿協会会員・三田協会会員・品川協会会員・大田協会会員 • 渋谷協会会員・池袋協会会員・協会会員以外		
事業所名			
所在地	〒		
電話		Fax (返信用)	
申込担当者 部署・氏名			
受講者氏名			
担当者 Email			

注：① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。

② 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用ください。

③ 発熱等の症状がある場合は、受講をご遠慮ください。

講習内容に関する質問事項等が有りましたら申込時にご記ください。	
---------------------------------	--

会場案内図

BIZ新宿
3階研修室A
新宿区西新宿6-8-2

協会 使用欄	
-----------	--

